

長 政 号 外  
令和元年 6 月 7 日

有料老人ホーム 施設長 殿

宮城県保健福祉部長寿社会政策課長  
( 公 印 省 略 )

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施について（通知）  
このことについて、下記のとおり通知します。

記

本年5月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握（以下、「安否確認等」という。）が行われず、当該ホーム内において入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続された事案が発生しました。

有料老人ホームが高齢者の安心して住める住まいであるためには、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、安否確認等を実施することが必要です。

そのため、有料老人ホームにおいては、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動態を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施するようお願いいたします。

運営指導班

TEL 022-211-2556

FAX 022-211-2596